

広島市条例第 15 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市老人いこいの家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市老人いこいの家条例の一部を改正する条例

広島市老人いこいの家条例（昭和 48 年広島市条例第 100 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条の表広島市吉島老人いこいの家の項を削る。

別表広島市吉島老人いこいの家の項を削り、同表広島市宇品老人いこい

の家の項中 「

4, 230	1, 410
--------	--------

 を

「

円 4, 230	円 1, 410
-------------	-------------

 に改める。」

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。